

第9章 文化芸術立国の実現

総論

文化庁は、総合的な文化行政を推進するため、文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実を進めるとともに、芸術家等の育成や、文化芸術を通じた共生社会の実現、イノベーションの創造や国家ブランドの構築に向けた施策を展開しています。また、全国各地の文化財の保存・活用、博物館の振興、地域文化の振興、食文化の振興、国語・日本語教育に関する施策の推進、文化観光の推進、著作権施策の展開、宗教法人制度の運用等、様々な取組を行っています。

こうした中、平成28年3月の「政府関係機関移転基本方針」に基づき文化庁の京都移転が進められ、令和5年3月27日に京都での業務を開始し、同年5月15日に職員の大半が移転して、京都での本格的な稼働を開始したところです。

この移転を契機として、文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX化、観光や地方創生に向けた文化財の保存・活用など新たな文化行政を進めることとしています。

第1節 文化芸術推進基本計画（第2期）と文化庁予算及び組織について

1 文化芸術推進基本計画（第2期）について

文化芸術基本法に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推

進を図るため、「文化芸術推進基本計画」を策定しています。

令和5年3月に、第1期計画期間中の成果と課題を踏まえ、5年度から9年度までの5年間の文化芸術政策の基本的な方向性を定めた文化芸術推進基本計画（第2期）を閣議決定しました。

本計画では、5年間で取り組むべき重点取組として、以下の7つを掲げています。

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

また、これに加えて、計画期間中に効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するための16の施策群を整理し、具体的な取組を推進していくこととしています。

引き続き、文化庁が中核となり、関係府省庁をはじめとする各関係機関との連携及び協働を図りながら、本計画に基づき文化芸術施策を総合的、一体的かつ効果的に進めていきます。

2 文化庁予算について

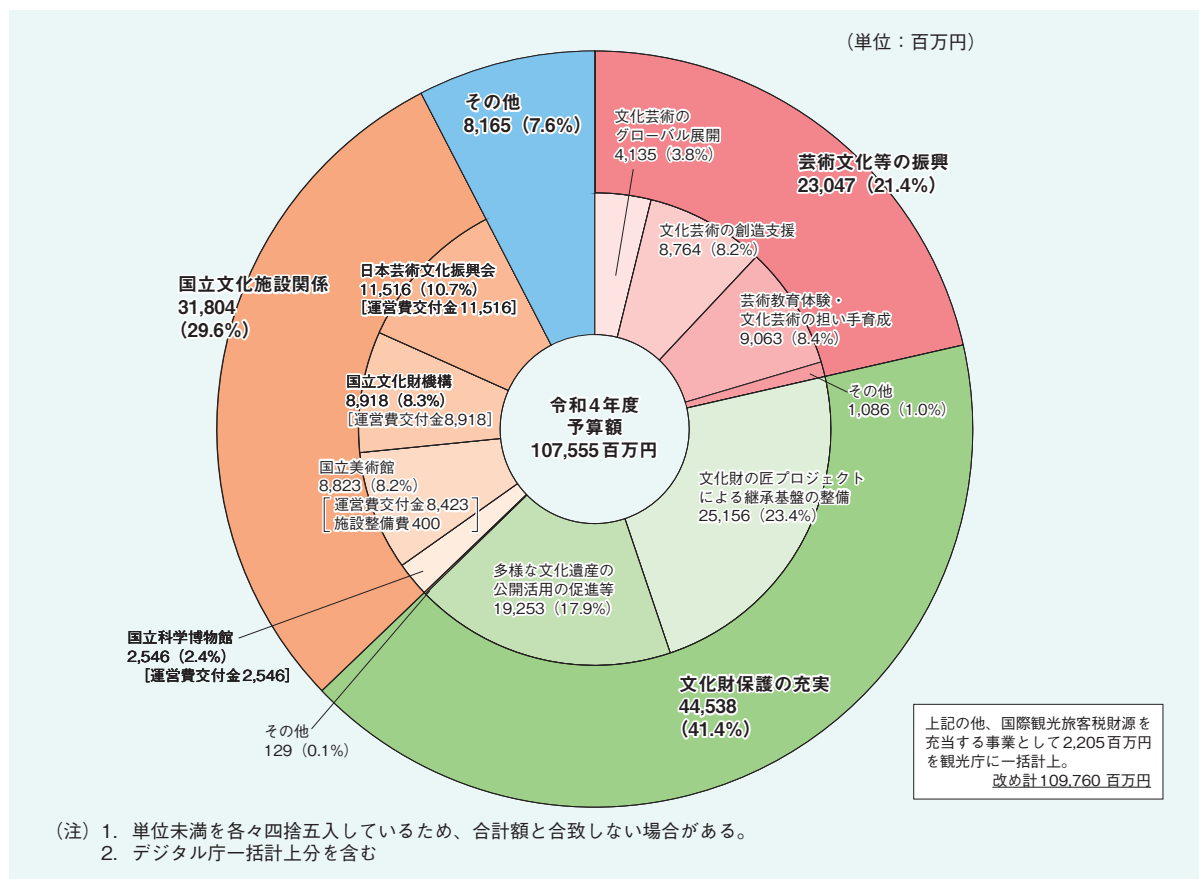
令和4年度文化庁予算においては、文化芸術のグローバル展開や創造支援、子供たちの文化芸術体験や文化芸術の担い手育成、「文化財の匠プロジェクト」等の推進による文化資源の持続可能な活用促進、文化振興を支える拠点としての博物館活動や地域の文化観光の推進への支援など、対前年比1億円増の1,076億円を計上してい

ます。このほか国際観光旅客税財源を活用し、「日本博」を契機とした観光コンテンツの拡充、生きた歴史体感プログラム(Living History)事業などを通じて、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を推進しています。

加えて、令和4年度補正予算として、統括団体による文化芸術需要回復・地域活性

化事業(アートキャラバン2)、劇場・音楽堂等で子供たちが多様な文化芸術の鑑賞・体験等を楽しむ機会を提供する取組の支援、コロナ禍で打撃を受けた地域の伝統行事等に対する伝承のための支援、文化財の防火・耐震及び修理・整備、国立劇場再整備のための経費など、713億円を計上しています。

図表 2-9-1 令和4年度文化庁予算



3 文化庁の京都移転について

文化庁では、平成28年3月の「政府関係機関移転基本方針」に基づき、これまで、文化庁は京都移転に向けて準備を進めてきました。

令和4年5月、岸田内閣総理大臣が、整備が進む文化庁の移転先庁舎を視察するとともに、京都移転を契機とした文化行政の展開について、都倉俊一文化庁長官や京都在住の文化芸術関係者と意見交換が行われました。その際、総理大臣から、5年3月27日に京都の新しい文化庁での業務を開

始するとともに、大型連休明けの同年5月15日に職員の大半が移転することを目指すことが発表され、京都移転が新たな文化行政の一層の展開に向けた契機となることへの期待が示されました。

令和4年12月には新たな京都庁舎が竣工し、年明け以降、庁舎内の執務環境の整備が行われました。5年3月8日には、文化庁移転協議会が開催され、文化庁長官を支える体制強化とともに、食文化や文化観光の振興を図るための推進本部を京都に設置するなど、文化庁の更なる機能強化等を旨

とする移転後の庁内体制等について最終的な確認が行われました。

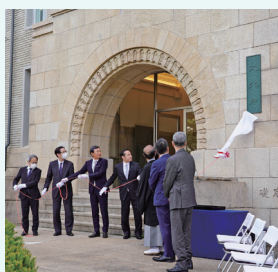
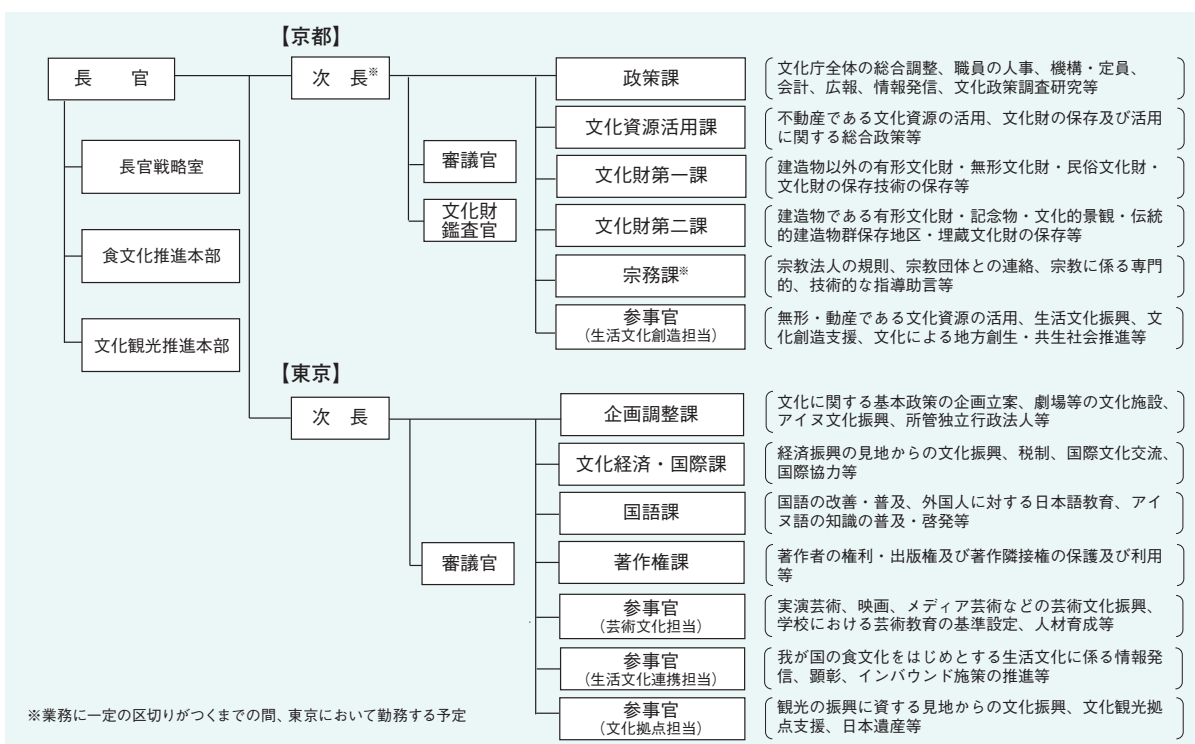
令和5年3月27日、文化庁は京都での業務を開始し、新たな庁舎の除幕式が行われ、岸田内閣総理大臣と永岡文部科学大臣から、大型テレビ会議システムを活用して、京都と東京の文化庁職員に対し訓示が行われました。

こうした文化庁の京都移転は、東京一極集中の是正にとどまらず、文化芸術のグローバル展開の加速、文化芸術のDX化、

観光や地方創生に向けた文化財の保存・活用など、新たな文化行政の展開を進める上で、大きな契機となるものです。さらに、京都で働く文化庁職員が、テレビ会議システムの活用などを通じた新しい働き方を実践することも期待されています。

文化庁の京都移転が、我が国の文化行政の一層の充実につながるよう、京都府・京都市をはじめとする全国の地方公共団体や関係府省、地方創生や観光などの関連分野とも連携しながら取組を進めていきます。

図表 2-9-2 京都移転後の文化庁組織図



除幕式の様子



総理訓示の様子



移転の集いの様子



京都庁舎の様子

1 博物館の振興

(1) 博物館法改正と博物館の活性化

博物館法の制定から約70年が経過し、博物館の数はおよそ30倍、約5,700館となり、地方独立行政法人立や会社立等の設置主体の多様化に加え、収蔵資料や館種等も多岐にわたっています。こうした社会の変化を踏まえ、文部科学大臣から「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」諮問が行われ、本諮問を受けて、文化審議会において令和3年12月に「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」^{*1}が取りまとめられました。本答申では、博物館の基本的な機能の充実とともに、これからの博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化への対応の必要性が示され、新しい博物館登録制度の方向性が提言されました。

文化庁においてはこうした議論を踏まえながら、これからの博物館が、求められる役割を果たしていくための規定整備を目的として、博物館法の改正に取り組み、令和4年4月第208回の国会で可決されました^{*2}。また、同年8月には、プラハで国際博物館会議（ICOM）大会が開催され、博物館の新定義^{*3}が採択されています。新定義には「多様性」「包摂性」「持続可能性」「誰もが利用できる」など、現代の博物館に求められる理念が示されました。

このような動きのなか、文化庁では改正博物館法の概要や博物館についての情報をまとめた「博物館総合サイト」を令和4年12月に開設しました。また、従来通り学芸員の資格認定試験や、博物館職員の資質向上を目的とした研修等を実施するとともに、

地域課題等の解決に向けた取り組み、デジタル・アーカイブ化による資料の保存と活用、DXの推進による資料管理業務の効率向上等、これからの博物館に向けた取り組みを支援することで、博物館の一層の振興を進めていきます。

(2) 美術品補償制度

「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づいて、展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合にその損害を政府が補償する「美術品補償制度」が設けられています。この制度の創設以来、令和5年4月末現在で47件の展覧会が美術品補償制度の対象になっています。美術品補償制度によって、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で優れた展覧会が安定的・継続的に開催されることが期待されています。

また、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」によって、従来は強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となっています。

(3) 登録美術品制度

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進する「登録美術品制度」が設けられています。この制度は、優れた美術品について、個人や企業等の所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録するものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館で5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管されます。また、登録美術品について

*1 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/pdf/93654601_03.pdf

*2 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/93697301.html

*3 ICOM 新定義の日本語訳：博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。

は、相続税の物納の特例措置*4が設けられています。なお、令和2年度税制改正大綱をうけた3年4月の登録基準の改正により登録対象が拡大し、制作者が生存中である美術品のうち一定のものが加わりました。

(4) 国立施設の取組

①国立美術館

国立の美術館として、東京国立近代美術館、国立工芸館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館が設置されています。各国立美術館は、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員の資質向上のための研修、公私立美術館に対する助言、地方における巡回展などを行っています*5。また、国内外の美術館、研究機関をはじめ関係者と連携・協力し、アート振興の基盤整備及び国際発信と持続的な発展に寄与するため、令和5年3月に国立アトリサーチセンターを設置しています。

令和4年度に開催した主な展覧会としては「東京国立近代美術館70周年記念展 重要文化財の秘密」（東京国立近代美術館）、「ポケモン×工芸展 -美とわざの大発見-」（国立工芸館）、「生誕100年 清水九兵衛／六兵衛」（京都国立近代美術館）、「すべて未知の世界へ - GUTAI分化と統合」（国立国際美術館）、「国立新美術館開館15周年記念 李禹煥」（国立新美術館）などが挙げられます。そのほか、国立映画アーカイブは、「東宝の90年 モダンと革新の映画史」の上映などを行いました。

②国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4博物館を設置し、有形文化財を

収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設と、文化財活用センター及び文化財防災センターにおいて調査・研究などを行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的としています*6。同機構は、収集する国宝・重要文化財を含む約14万件（令和4年度末現在）の文化財を活用し、平常展、特別展などを通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。同年度には、特別展「国宝 東京国立博物館のすべて」（東京国立博物館）、特別展「京（みやこ）に生きる文化 茶の湯」（京都国立博物館）、特別展「第74回正倉院展」（奈良国立博物館）、特別展「北斎」（九州国立博物館）などの特別展を開催しました。また、来館者の満足度向上を目指し、多言語対応の充実や快適な鑑賞環境の整備等を含んだプランを策定し、各地域の拠点としての国立文化施設の機能強化に向けて取り組んでいます。

東京文化財研究所は、日本及び東洋の美術・工芸等の文化財、無形文化遺産に関する調査研究や文化財の保存に関する科学的な調査、修復材料・技術の開発に関する研究を行っています。また、海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力等アジア諸国を中心とした文化遺産保存修復協力や人材育成、被災文化遺産復興支援などの国際協力も進めています。

奈良文化財研究所は、遺跡、建造物、歴史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査などを進めています。全国各地の発掘調査などに対する指導・助言や文化財担当の専門職員などに対する研修も行っています。

アジア太平洋無形文化遺産研究センターは、日本政府とユネスコの協定に基づき設

*4 相続税の物納の特例措置：相続税の物納が認められる優先順位を国債や不動産などと同じ第一位とするもの。物納された美術品は、それまで公開契約を結んでいた美術館に無償で貸与され、引き続き美術館での保管・公開が可能となる。

*5 参照：<http://www.artmuseums.go.jp/>

*6 参照：<https://www.nich.go.jp/>

置され、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護に関する調査研究を促進するとともに、無形文化遺産保護の国際的動向に関する情報の収集と発信を行っています。文化財活用センターでは、文化財の「保存」と「活用」の両立に留意しながら、企業と連携して、高精細画像による複製品の製作や、8Kなどの先端技術や複製を用いたコンテンツ開発、国立博物館収蔵品の貸与促進などの事業を推進しています。令和4年度は、東京国立博物館において創立150年特別企画「未来の博物館」として高精細複製品やデジタル技術を用いた日本美術に親しむための体験型展示を開設したほか、東京国立博物館が所蔵する「埴輪 踊る人々」と「見返り美人図」の本格修理を企業や個人の寄附により実現するファンドレイジング事業などを実施しました。

文化財防災センターでは、これまで築き上げてきた文化財等関連組織の幅広いネットワークを生かし、各種災害に対する多様な文化財の防災・救援のため、地方公共団体や関係団体との連携・協力体制を構築するとともに、災害時ガイドライン等の整備や救援及び収蔵・展示における技術開発、文化財防災を促進するための普及啓発などの事業等を通して、文化財の災害対応、防災、減災に取り組んでいます。災害発生時には、文化庁や関連団体と連携し、被害状況の情報収集を行い、重篤な被害が出た場合には文化財レスキューや技術的支援を行います。

③国立科学博物館

国立科学博物館は、国立で唯一の総合科学博物館であり、自然史、科学技術史に関する調査・研究、標本・資料の収集・保管とその継承を進めるとともに、調査研究の成果や標本・資料を生かして展示や学習支援活動を実施しています*7。

展示活動については、展示内容や手法等を工夫し、多様な機関との連携・協力を図りながら、多彩で魅力的な展示を実施する

とともに、今後の常設展示の改修について引き続き検討を進めています。

特別展については、「宝石」、「化石ハンター展」、「毒」、「恐竜博2023」を開催しました。また企画展については、「残して伝える！科学技術史・自然史資料が語る多様なモノガタリ」、「解き明かされる地球と生命の歴史」、「ワイルド・ファイヤー」、「テレビジョン技術のはじまりと発展」等を開催しました。さらに、令和3年度に巡回を開始した巡回展「WHO ARE WE」や「ポケモン化石博物館」の巡回を引き続き実施するとともに、当館においてもそれぞれの展示を行いました。

学習支援活動については、未就学児から成人まで幅広い世代に自然や科学の面白さを伝え共に考える機会を提供する講座等を、対面だけでなくICTも活用して実施するとともに、博物館・教育委員会と協働した「教員のための博物館の日」を全国38地域で実施しました。

また、遠隔地にいる方などが来館せずとも博物館体験ができるよう、「おうちで体験！かはくVR」へのコンテンツの追加や研究者による研究内容や展示の解説動画など、自宅で楽しめる様々なコンテンツを公開するとともに、InstagramやYouTubeを活用したオンライン配信を実施しました。

さらに、デジタル化した標本・資料をバーチャル空間で展示する「たんけんひろば コンパスVR」を公開するなど、所蔵している標本・資料の活用を推進しています。



常設展示(地球館1階 地球史ナビゲーター)

*7 参照：<https://www.kahaku.go.jp>

④国立近現代建築資料館

国立近現代建築資料館は、近現代建築に関する資料（図面など）を次世代に継承するための保存と活用を行う建築資料専門のアーカイブズ施設*8です。

同館では、近現代建築資料に関する情報収集、資料の収集・保管・公開及び調査研究を行うとともに、展覧会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。

令和4年度は、「令和4年度収蔵品展「こどもの国」のデザイナー-自然・未来・メタボリズム建築 [併設] 新規収蔵資料紹介」（6月21日から8月28日）、「原広司 建築に何が可能か-有孔体と浮遊の思想の55年-」（12月13日から3月5日）を開催しました。

また、収集資料のデジタル化についても積極的に実施し、利用者の利便性向上に向けた取組も進めています。



「こどもの国」のデザイナー-自然・未来・メタボリズム建築 [併設] 新規収蔵資料紹介



原広司 建築に何が可能か-有孔体と浮遊の思想の55年-

⑤国立アイヌ民族博物館

令和2年7月に開館した国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした初の国立博物館であり、また、アイヌ文化の復興・発展の拠点となるウポポイ*9（民族共生象徴空間）の中核施設です*10。「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という理念の下、「私たちの」という切り口で、アイヌの視点から紹介する6つのテーマで構成する基本展示や、体験キットを手にとって体感できる探究展示“テンパテンパ*11”、高精細の映像が楽しめるシアターの映像等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に展示します。

また、館内の第一言語をアイヌ語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語の多言語対応により、多様な来館者の理解促進とアイヌ語に触れる機会の創出を図ることとしています。



国立アイヌ民族博物館



伝統的な文様が印象的なエントランス

*8 参照：<https://nama.bunka.go.jp/>

*9 ウポポイとは、“(おおぜいで) 歌うこと”というアイヌ語による愛称。

*10 参照：<https://nam.go.jp/>

*11 テンパテンパとは、“触ってね”というアイヌ語による愛称。

2 劇場・音楽堂等の振興

(1) 劇場・音楽堂等の活性化

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の趣旨を踏まえ、文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等を支援することによって、劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」を実施しています（令和4年度採択実績187件）。

(2) 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に関する税制措置

平成30年、障害者や高齢者に対して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等に対し、固定資産税等を減免する時限の特例措置が創設されました。本特例措置の期限は令和5年度まで延長されており、本措置や関連予算を通じて、劇場・音楽堂等におけるバリアフリー化の取組を推進しています。

(3) 日本芸術文化振興会

① 伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の振興の拠点として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわが設置されています。日本芸術文化振興会は、これらの5館を通して、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、大衆芸能（落語、講談、浪曲、漫才、太神楽、奇術等）、能楽、組踊等の伝統芸能の公開や、伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています*12。

令和4年度は、公演事業として、5館で計172公演（1,075回）を実施しました。国立劇場では、機能強化等を目的とした再整備のため5年11月から閉場することを受け

て、4年9月以降の公演を「初代国立劇場さよなら公演」として上演し、歌舞伎では、当代を代表する俳優による至芸を提供する中で若手俳優も積極的に起用し、古典の通し狂言や、落語とのコラボレーション企画、解説付きの入門公演などを上演しました（国立劇場）。文楽では、4月文楽公演で豊竹咲太夫の文化功労者顕彰記念公演を開催したほか、豊竹呂太夫、竹本鍛太夫、竹本千歳太夫が太夫の最高格「切語り」に昇格し、注目が集まりました（国立文楽劇場）。また、半世紀以上上演されていない場面を復活するなど、物語を分かりやすくご覧いただく通し上演とあわせ、近松門左衛門の代表作品をそろえて上演する企画などを実施しました（国立劇場）。短期公演では、各ジャンル（舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能・琉球芸能）の集大成となる公演を行いました（国立劇場）。大衆芸能では、芸術祭主催「国立名人会～上方落語を味わう夕べ～」、日本演芸家連合の出演による「演芸大にぎわい～東から西から～」等の公演を実施しました（国立演芸場）。能楽については、荒天で中止となった3年3月皇居外苑での特別公演を一部再編成した公演や新たなレパートリー創造の取組としての復曲「賀茂物狂」などのほか、古典作品の狂言等様々な演目を上演しました（国立能楽堂）。組踊については、本土復帰50周年及び組踊国指定重要無形文化財50年記念公演として「朝薫五番とからくり花火」を3日間にわたり上演しました（国立劇場おきなわ）。また、外国人を対象とした、「Discover KABUKI」、「Discover BUNRAKU」、「Discover NOH & KYOGEN」、「Discover KUMIODORI」を上演しました。

伝承者養成事業では、令和5年3月現在、歌舞伎俳優2人、歌舞伎音楽（竹本）3人、歌舞伎音楽（鳴物）2人、歌舞伎音楽（長唄）2人、大衆芸能（太神楽）3人、能楽5人、文楽3人、組踊9人がそれぞれ

*12 参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/>

研修中です。

また、伝統芸能に関する調査研究を継続的に実施しているほか、各館において展示や各種講座等を実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

②現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術の振興の拠点として、新国立劇場が設置されています。日本芸術文化振興会は、新国立劇場を通して、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演の実施や、実演家等の研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています*13。

令和4年度の公演事業としては、オペラ「ジュリオ・チェザレ」、バレエ「ジゼル」、現代舞踊「春の祭典」、演劇「レオポルトシュタット」など、計28公演(224回)を実施しました。

実演家研修事業では、令和5年3月現在、オペラ14人、バレエ16人、演劇29人がそれぞれ研修中です。

また、新国立劇場館内や情報センターにおいて展示やオンラインを含む各種講座等を実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています。



国立劇場大劇場 廻り舞台

第3節 文化財の保存と継承

1 文化財保護を巡る近年の動向

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産です。また、確実に次世代に継承していくことにより、将来の地域づくりの核ともなります。このため、文化庁は、「文化財保護法」等に基づき、多種多様な文化財の保存・活用のための施策を講じています。

文化財の保存技術・修理人材や用具・原材料の確保及び支援の在り方、持続可能な文化財保存の在り方については、文化審議会文化財分科会の下での企画調査会において、「持続可能な文化財の保存と活用のための方策について(第二次答申)」(令和4年12月16日文化審議会文化財分科会)を取りまとめました。また、埋蔵文化財をめぐる様々な課題については「これからの埋蔵文化財保護の在り方について(第一次報告書)」(4年7月22日文化審議会文化財分科会)を取りまとめ、それに基づき史跡相当の埋蔵文化財のリスト化等を進めております。

令和4年12月には、上記の答申を踏まえ、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画である「文化財の匠プロジェクト」を改正し、文化財修理に不可欠な原材料のリスト化・支援充実、中堅・若手技術者等を対象とした表彰制度の創設、国指定文化財の長期的な修理需要予測調査などについて、新たに位置づけました。

本プロジェクトでは、引き続き、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、文化財保存技術に係る人材育成と修理等の拠点整備、文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保等の取組を推進します。

*13 参照：<https://www.nntt.jac.go.jp>

2 地域における文化財の保存・活用

平成30年の文化財保護法の改正により、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活用大綱（以下、「大綱」という。）と、市町村における文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に関する総合的な施策を盛り込むものであり、令和5年4月現在、44道府県で作成されています。市町村の地域計画は、できる限り域内の文化財を網羅的に把握した上で、域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存及び活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、同年4月現在、96市町が作成した地域計画が国の認定を受けています。作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現状移譲されている都道府県・市のみならず、認定市町村でも特例的に自ら事務を実施することとしています。今後、この大綱及び地域計画の作成は多くの地方公共団体で進んでいくことが見込まれており、4年4月から施行されている地方公共団体による登録制度の取組と併せて、各地域において、貴重な文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、「地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）」を設け、地域計画等に基づき地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能維持や、保存・活用を行う団体の取組等を支援

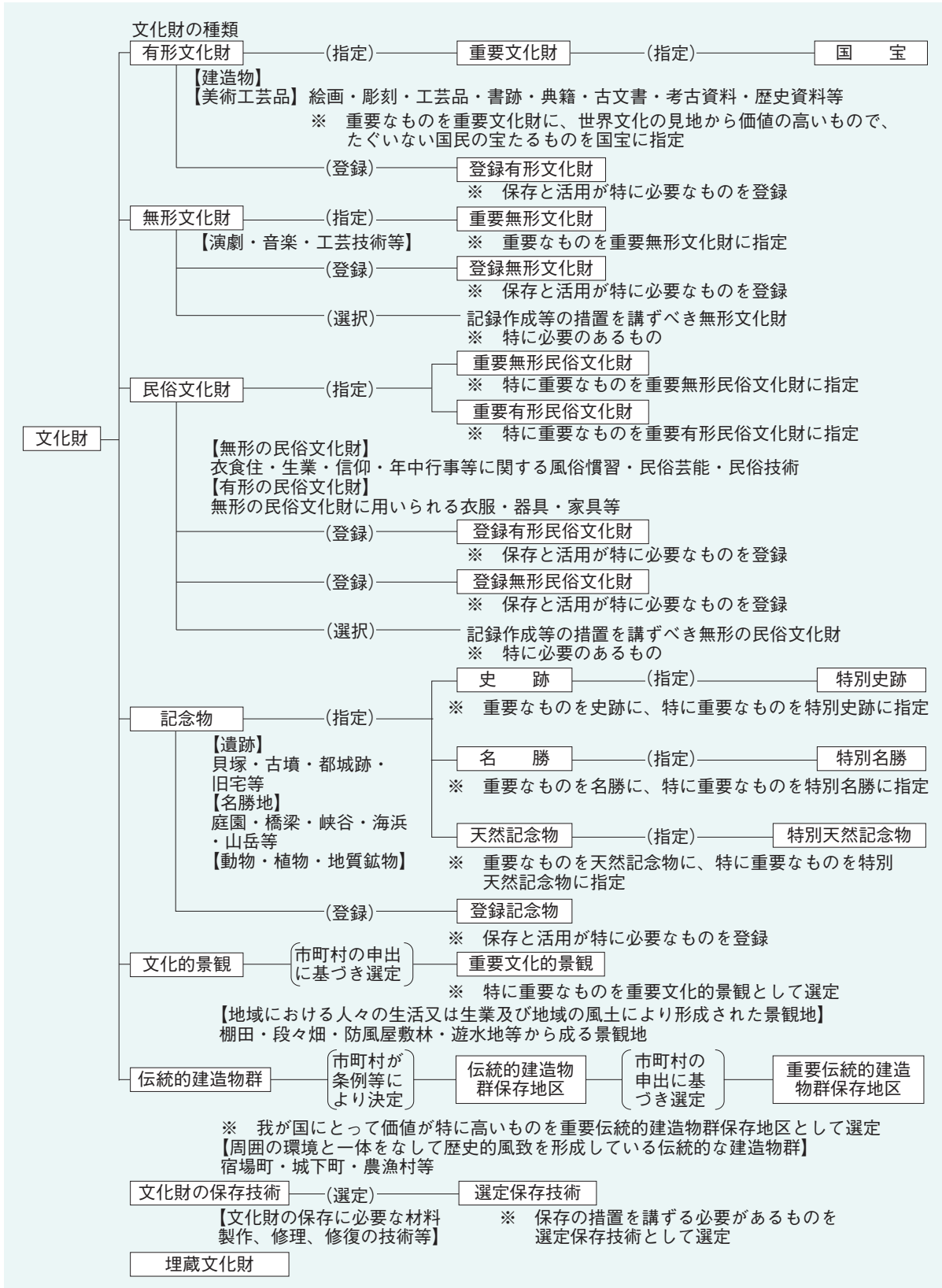
する地方公共団体を後押しすることとして
います（令和4年度採択実績：8件）。

3 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財を保存・継承するため、文化庁は、「文化財保護法」に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録し（[図表2-9-3](#)、[図表2-9-4](#)）、現状変更や輸出等について一定の制限を課する一方、有形の文化財については保存修理、防災、買上げ等を、また、無形の文化財については伝承者養成、記録作成等に対して補助を行うことによって文化財の保存を図っています。

また、地域の文化財を一体的に活用する取組として、文化財の公開施設の整備に対して補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図るなどの支援も行ったりしています。

図表 2-9-3 文化財保護の体系



文化財指定等の件数
【指定】

令和5年1月1日現在

1. 国宝・重要文化財

種別 / 区分		国 宝	重 要 文 化 財
美術 工芸 品	絵画	166	2,042
	彫刻	140	2,726
	工芸品	254	2,471
	書跡・典籍	229	1,920
	古文書	62	781
	考古資料	48	652
	歴史資料	3	225
計		902	10,820
建造物		(294棟) 230	(5,373棟) 2,557
合計		1,132	13,377

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特別史跡	63	史跡	1,881
特別名勝	36	名勝	427
特別天然記念物	75	天然記念物	1,038
計	174 (164)	計	3,346 (3,231)

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。
史跡名勝天然記念物には重複指定があり、()内は実指定件数を示す。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸能	37	52	14	14
工芸技術	34	53	16	16
合計	71	105	30	30

(注) 保持者には重複認定があり、()内は、実人員数を示す。

4. 重要有形民俗文化財

225 件

5. 重要無形民俗文化財

327 件

【選定】

1. 重要文化的景観

71 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

126 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保 持 者		保 存 団 体	
	件 数	人 数	件 数	団体数
84	51	62	40	42 (36)

(注) 保存団体には重複認定があり、()内は実団体数を示す。

【登録】

1. 登録有形文化財 (建造物)

13,535 件

2. 登録有形文化財 (美術工芸品)

17 件

3. 登録無形文化財

4 件

4. 登録有形民俗文化財

48 件

5. 登録無形民俗文化財

2 件

6. 登録記念物

128 件

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産や考古資料、歴史資料で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して重点的に保護しています(図表2-9-5、図表2-9-6)。

また、近年の国土開発や生活様式の変化等によって、消滅の危機にある近代等の有形文化財を登録という緩やかな手法で保護しています。

有形文化財は、主として木、紙、漆、絹等の天然素材に由来する材料で作られているものが多く、その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防災対策が欠かせません。そのため、修理等に要する費用や、建造物については地震や火災などの被害から建造物を守るための工事や必要な設備の設置、危険木対策などの環境保全事業に対する補助を実施しています。

図表 2-9-5 令和4年度の国宝・重要文化財(建造物)の指定

○令和4年度の国宝(建造物)の指定

令和4年12月12日指定(1件)

ショウコウジ ト ヤマケンタカオカシ
勝興寺 [富山県高岡市]



勝興寺(写真提供:高岡市教育委員会)

○令和4年度の重要文化財(建造物)の指定

令和4年9月20日指定(8件)

ナカタニケジユウタク
中谷家住宅
スザキ
洲さき
シミストウダイ
清水灯台
オグリケジユウタク
小栗家住宅
スガシマトウダイ
菅島灯台
ジュウニシヤジンジャホシデン
十二社神社本殿
ヨシノ ジンクウ
吉野神宮
ヤバケイバシ
耶馬溪橋

令和4年12月12日指定(9件)

シリヤサキトウダイ
尻屋埼灯台
サトウケジユウタク
佐藤家住宅
トミタカケジユウタク
富岡家住宅
ナコヤ
名古屋テレビ塔
トノムラケジユウタク
外村家住宅
キョウガミサキトウダイ
経ヶ岬灯台
スミヨシジンジャ
住吉神社
カドチヨウ カノウケジユウタク
角長(加納家住宅)
ナベシマトウダイ
鍋島灯台

令和4年11月18日答申（計4件）

○国宝（美術工芸品）

<書跡・典籍の部>

- ・喪乱帖〈原跡王羲之ノ〉
- ・更級日記〈藤原定家筆ノ〉
- ・万葉集巻第二、第四残巻〈金沢本ノ〉藤原定信筆ノ彩箋

<考古資料の部>

- ・北海道白滝遺跡群出土品

令和4年11月18日答申（計47件）

○重要文化財（美術工芸品）

<絵画の部>

- ・絹本着色地藏十王像
- ・絹本着色雪舟等楊像〈雲谷等益筆ノ〉
- ・紙本金地著色南蛮人渡来図〈ノ六曲屏風〉
- ・紙本着色世界図〈ノ八曲屏風〉
- ・築地明石町・新雷町・浜町河岸〈錦木清方筆ノ絹本着色〉
- ・紙本墨画鳥獣人物戯画丁巻断簡
- ・紙本着色地獄草紙断簡〈解身地獄〉
- ・紙本墨画鳥獣人物戯画甲巻断簡
- ・絹本着色雪舟等楊像〈雲谷等益筆ノ〉
- ・絹本着色惟松円融像〈雲谷等益筆ノ〉

<彫刻の部>

- ・木造日光月光菩薩立像
- ・木造十二神将立像
- ・木造阿弥陀如来立像
- ・木造阿弥陀如来及両脇侍立像〈行快作ノ〉
- ・木造十一面観音立像
- ・木造不動明王立像
- ・木造神像

<工芸品の部>

- ・銅色絵蘭陵王置物〈海野勝琅作ノ〉
- ・金銅密教法具
- ・楼閣人物螺鈿食籠
- ・黒韋威肩取腹巻〈大袖付ノ〉

<書跡・典籍の部>

- ・宋版唐人絶句
- ・承暦二年四月廿八日内裏歌合〈二十巻本〉
- ・大毘盧遮那成佛経疏
- ・宋版律宗三大部并記文
- ・源氏物語〈国冬本〉

<古文書の部>

- ・嶋井家文書〈七百八十一通〉
- ・多賀城跡出土木簡
- ・言継卿記
- ・近江国比良庄絵図
- ・三蔵院記
- ・高良大社文書〈百四十六通〉
- ・銘苅家文書〈四通〉
- ・琉球国王朱印状〈大首里大屋子充ノ万暦二十三年八月廿九日〉

<考古資料の部>

- ・北海道常呂川河口遺跡墓坑出土品
- ・青森県榊引遺跡出土品
- ・茨城県風返稲荷山古墳出土品
- ・三重県天白遺跡出土品
- ・京都府神雄寺跡出土品
- ・広島県安芸国分寺跡土坑出土品
- ・徳島県若杉山辰砂採掘遺跡出土石器
- ・福岡県大宰府跡出土品

<歴史資料の部>

- ・大槻家関係資料
- ・五馬力誘導電動機〈明治四十三年、久原鋳業所製〉
- ・星学手簡
- ・横山松三郎関係資料〈高田家伝来〉
- ・国友一貫齋関係資料
- ・上江洲家関係資料



【国宝】北海道白滝遺跡群出土品

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその「わざ」を体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これらの「わざ」を高度に体現・体得している者又は団

体を「保持者」又は「保持団体」として認定しています（図表2-9-7）。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」（この保持者がいわゆる「人間国宝」）と、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合は、その「わざ」を高度に体現している者が構成している団体の構成員を認定する「総合認定」があります。また、「保持団体認定」は、重要無形文化財の性格上個人的

特色が薄く、かつ、その「わざ」を保持する者が多数いる場合、これらの者が主な構成員となっている団体を認定するものです。

重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、「わざ」の錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団体、地方公共団体等が行う伝承者養成事業、公開事業等を補助しています。また、我が国にとって歴史上、芸術上

価値の高い重要無形文化財（工芸技術）を末永く継承し保護していくため、保持者の作品等の無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録して公開したりしています。

また、重要無形文化財以外の無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録無形文化財として登録しています。

図表 2-9-7 令和4年度の重要無形文化財の指定・認定

令和4年10月31日指定・認定			
○芸能の部			
・尺八	野村 正也 (芸名)	野村 峰山	歌舞伎立役
・義太夫節三味線	立花 蘭子 (芸名)	鶴澤 津賀寿	・長唄唄
・能シテ方	大坪 近司 (芸名)	大坪 喜美雄	
			河村 順之 (芸名) 中村 梅玉
			石川 公一 (芸名) 杵屋 東成

(3) 民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでいます。民俗文化財には有形のものと無形のものがあります。

有形、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、保存しています(図表2-9-8)。また、重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財以外の民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」・「登録無形民俗文化財」に登録するとともに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗

文化財のうち特に記録作成等を行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

民俗文化財は日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退のおそれがあります。文化庁は、重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋等を保護するため、管理や修理、保存活用施設の整備等の事業を補助するとともに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具等の修理・新調等の事業に対しても補助を行っています。また、文化庁が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰退のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録保存を確実に進めています。

図表 2-9-8 令和4年度の重要有形民俗文化財等の指定

令和5年3月22日指定	
○重要有形民俗文化財の指定 (1件)	
・陸前高田の漁撈用具	
○重要無形民俗文化財 (2件)	
・川野車人形	
・石鎚黒茶の製造技術	
○重要無形民俗文化財の指定内容及び名称の変更 (1件)	
・米良の神楽	



川野車人形 (三番叟)
(奥多摩町教育委員会提供)



陸前高田の漁撈用具
(陸前高田の漁撈用具(全体)/陸前高田市立博物館)

(4) 記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称して「記念物」と呼んでいます。記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動物、植物、地質鉱物は「天然記念物」に指定し、さらに、それらのうち特に重要なものについては、「特別史跡」、「特別名勝」、

「特別天然記念物」に指定して保護しています(図表2-9-9)。また、今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い、残存が困難な状況にある記念物については登録という緩やかな手法で保護しています。登録記念物については、「遺跡関係」、「名勝地関係」、「動物、植物及び地質鉱物関係」の三つの種別があります。

指定・登録された史跡等について、保存と活用を図るための計画策定や整備等を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施しています。

図表 2-9-9 令和4年度の史跡名勝天然記念物の指定及び登録記念物の登録

○令和4年度の史跡の指定

令和4年11月10日指定(9件)

鎌倉街道上道 [埼玉県入間郡毛呂山町]
夕田墳墓群 [岐阜県加茂郡富加町]
芥川城跡 [大阪府高槻市]
郡山城跡 [奈良県大和郡山市]
新宮下本町遺跡 [和歌山県新宮市]
熊本藩高瀬米蔵跡 [熊本県玉名市]
轟貝塚 [熊本県宇土市]
里官衙遺跡 [大分県大分市]
立切遺跡・横峯遺跡 [鹿児島県熊毛郡中種子町・南種子町]

令和5年3月20日指定(7件)

鍋倉城跡 [岩手県遠野市]
旧東田川郡役所及び郡会議事堂 [山形県鶴岡市]
鳥山城跡 [栃木県那須烏山市]
山王塚古墳 [埼玉県川越市]
南比企窯跡 [埼玉県比企郡鳩山町]
佐伯城跡 [大分県佐伯市]
奄美大島要塞跡 [鹿児島県大島郡瀬戸内町]

○令和4年度の登録記念物の登録

遺跡関係

令和4年11月10日登録(1件)
徳島堰 [山梨県韮崎市・南アルプス市]

名勝地関係

令和4年11月10日登録(2件)
岡山氏庭園(養浩園) [茨城県常陸大宮市]
法師庭園 [石川県小松市]

令和5年3月20日登録(2件)

清水氏庭園 [岡山県笠岡市]
黒ヶ浜及びビシャゴ岩 [大分県大分市]



鎌倉街道上道(写真提供:毛呂山町)

(5) 文化的景観

山間に広がる棚田、野焼きにより維持される牧野、防風林が廻らされる集落等、地域における人々の生活又は生業と当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活や生業を理解するために欠くことのできないものを「文化的景観」と呼んでいます。都道府県又は市町村が定めた文化的景観のうち、その申出に基づき、特に重要なものを文部科学大臣は「重要文化的景観」に選定します。申出に当たり、地方公共団体は、当該文化的景観が景観法に規定され

る景観計画区域又は景観地区に含まれていること、自然・緑地・農地等を保全する法律に基づく条例で保存の措置が講じられていること、文化的景観保存活用計画が策定されていること等の要件を満たす必要があります(図表2-9-10)。

文化庁では、地方公共団体が行う文化的景観の保存調査や保存活用計画の策定、重要文化的景観の整備、勉強会やワークショップ等の普及啓発事業等に補助を行っています。

図表 2-9-10 令和4年度の重要文化的景観の選定

令和5年3月20日選定（1件）

緒方川と緒方盆地の農村景観 [大分県豊後大野市]



緒方川と緒方盆地の農村景観（写真提供：豊後大野市）

(6) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農山村集落などがこれに当たります。伝統的建造物群を有する市町村は、伝統的建造物群やこれと一体を成して価値を形成している環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、伝統的建造物の現状変更の規制等を行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。文化庁は、伝統的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」に選定しています。

「伝統的建造物群」を持つ市町村が行う伝統的建造物群の保存状況等の調査や、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物等の

修景、伝統的建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定するための経費、防災のための施設・設備の整備、建造物や土地の公有化等の事業を補助しています。

(7) 文化財の保存技術

我が国固有の文化によって生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を確実に後世へ伝えていくために欠くことのできない文化財の修理技術・技能やこれらに用いられる材料・道具の製作技術等を「文化財の保存技術」と呼んでいます。文化財の保存技術のうち保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」に選定するとともに、その技術を正しく体得している者を「保持者」として、技術の保存のための事業を行う団体を「保存団体」として、それぞれ認定し、保護を図っています。

図表 2-9-11 令和4年度の選定保存技術の選定・認定

令和4年10月31日指定・認定

○有形文化財等関係

たけくぎせいぞろい	いしづか	なのおゆき
・竹釘製作	石塚	直幸
ひょうそうろうおぬり	しんき	いくお
・表装漆塗（呂色塗）	新木	郁雄
けんぞうぶつうるぬり	さとう	のりたけ
・建造物漆塗	佐藤	則武
かつせうしゅうり	にしおか	ふみお
・甲冑修理	西岡	丈夫
びじゅつこうげいひん ほぞんきりぼこせいぞく	こじま	のぼる
・美術工芸品保存桐箱製作	小島	登
びじゅつこうげいひん ほぞんきりぼこせいぞく	まえだ	やすかず
・美術工芸品保存桐箱製作	前田	泰一（雅号 前田 友斎）

○無形文化財等関係

しゅみせんせいぞくしゅうり	しゅみせんせいぞくしゅうり	びじゅつ ほぞんかい
・三味線製作修理	三味線製作修理技術保存会	

(8) 文化財を確実に次世代に継承するための取組の充実

無形文化財の伝承や有形文化財の保存修理等のために必要となる伝統的な用具・原材料の入手が困難となってきた状況を受けて、その安定的な確保を目指し、関連技術の内容や生産現場の実状を正確に把握するための実態調査を行っています。

また、建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者の育成等を行っています。

美術工芸品を災害や盗難等の被害から守るため、手引の作成や研修会の開催など、防災・防犯意識の向上や有効な対策への理解を促進するための取組を実施しています。さらに、海外流出や散逸等のおそれがある国宝・重要文化財等についても、国で

買い取って保存しています。あわせて、海外流出を防ぐために、古美術品を海外に輸出する際には、当該古美術品が国宝・重要文化財に指定されておらず重要美術品に認定されていないことを証明する「古美術品輸出鑑査証明」を発行しています（令和4年度5,632件）。また、美術工芸品の活用を図るため、文化財保存施設の整備の推進や、国宝・重要文化財が出品される展覧会への支援とともに、国所有の国宝・重要文化財を文化庁主催展覧会に出品したり、博物館等に貸与したりしています。

国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状を把握するため、平成25年に全件の所在確認を実施しましたが、令和5年3月末時点で、調査時点の全指定件数1万524件のうち、所在不明の文化財は140件、追加確認の必要がある文化財は49件でした。なお、平成31年2月から文化庁ウェブサイト上で最新情報を公表しています。

Column No. 04

文化財修理のための原材料確保の取組

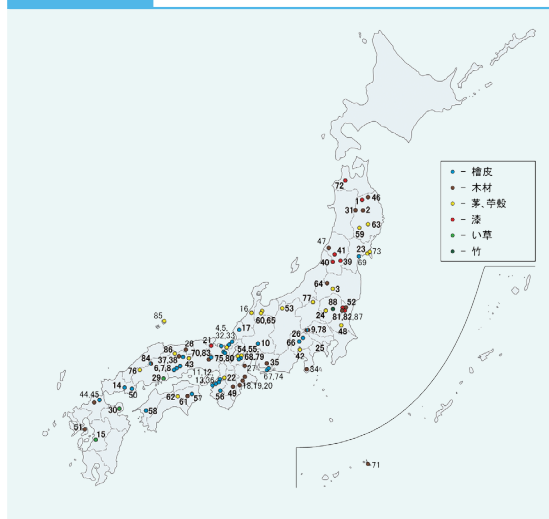
重要文化財建造物には、木材、樹皮、茅、漆等の植物性資材が多く用いられています。適切な周期により文化財の修理を進め、文化財を次世代に継承するためには、原材料となる植物性資材の安定的な確保と、植物性資材に関わる技能者の育成が必要です。

文化庁では、平成18年度から「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施しており、重要文化財建造物の修理に必要な資材の供給体制を整備するため、資材供給林（ふるさと文化財の森）を全国88箇所設定しています。

また、資材の重要性、保存修理の考え方や方法についての理解を深め、技能者の育成に資するよう、同事業により資材に係る普及啓発活動を支援しています。具体的には、保存修理の現場公開及び展示や、資材採取等の研修事業を実施しています。さらに、ふるさと文化財の森を良好な環境に保つため、山焼き、除草、下草刈りといった管理も併せて支援しています。

令和5年3月には、若竹の杜 若山農場（栃木県宇都宮市）が竹の供給地として初めてふるさと文化財の森に設定されました。ふるさと文化財の森は、「文化財の匠プロジェクト」においても資材の供給地として重要な役割を担っています。分野横断的な資材の確保・活用に向けて、引き続き国産の植物性資材の生産支援・普及啓発を進めていきます。

図表 2-9-12 ふるさと文化財の森 設定地一覧



4 埋蔵文化財の保護

「埋蔵文化財」（土地に埋蔵されている文化財）は、その土地に生きた人々の営みを示す遺産であり、土地に刻まれた地域の歴史と文化そのものです。

埋蔵文化財を保護するために、「埋蔵文化財包蔵地」（全国に約47万2,000件）として周知された土地で開発事業等を行う場合、事前にその遺跡の内容を確認するための試掘・確認調査等を行います。そして、遺跡を現状保存するために調整を行います。やむを得ず現状保存できない場合は、遺跡の記録を作成してそれを保存するための発掘調査が必要になります（記録保存調査）。また、地域にとって重要な遺跡を積極的に現状保存するために、発掘調査を行う場合もあります（保存目的調査等）。

現在、毎年約8,000件の発掘調査が全国で行われ、多くの成果が得られています。文化庁では、その成果をより多くの国民に、できるだけ早く、分かりやすく伝えるために、毎年「発掘された日本列島」展を開催しています。第28回目となる令和4年度の展覧会は、埼玉県立歴史と民俗の博物館、だて歴史文化ミュージアム、石巻市博物館、宮崎県総合博物館、なら歴史芸術文化村を巡回しました。

また、水中に所在する埋蔵文化財（水中遺跡）の調査の技術的な指針として令和3年度に公表した「水中遺跡ハンドブック」の周知等を図るためのシンポジウム、解説動画作成を行いました。



丹塗注口土器（福岡県東小田峯遺跡出土）



双眼五重深鉢（長野県藤内遺跡出土）

5 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画であるキトラ古墳及び高松塚古墳の両古墳壁画は、「キトラ古墳壁画保存管理施設」及び「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」で保存管理・活用等が行われています。

修理が完了したキトラ古墳壁画は、令和元年7月に国宝に指定されました。特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画保存管理施設（キトラ古墳壁画体験館「四神の館」内）で、期間を定めて国宝キトラ古墳壁画の一般公開を行いました。4年度は4回の公開期間中（112日間）、合計2万1,135人の来場がありました。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において保存修理作業等を実施し、令和元年度に修理が終わりました。修理終了後は、当面の間壁画及び石材を保存展示するための施設の建設に向けて、令和4年3月に「高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）基本構想」を策定し、基本計画の作成に向けた調査研究を進めています。また、キトラ古墳壁画の公開に合わせ、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設においても、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで修理作業室の公開を行い、合計28日間の公開期間中、2,996人の来場がありました。

6 世界文化遺産と無形文化遺産

(1) 世界文化遺産

世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威から保護することを目的として、昭和47年に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択され、我が国は平成4年に条約を締結しました。令和5年3月末現在の締約国数は194か国になっています。

毎年1回開催される世界遺産委員会では、締約国からの推薦や諮問機関の評価等

に基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産が世界遺産一覧表に記載されます。令和5年3月末現在で1,157件の遺産（文化遺産900件、自然遺産218件、複合遺産39件）が記載されています。3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」と「北海道・北東北の縄文遺跡群」が記載され、我が国の世界遺産一覧表記載物件は文化遺産20件、自然遺産5件となっています（図表2-9-13）。

令和5年1月に、「佐渡島の金山」の推薦書正式版をユネスコに提出したところであり、登録に向け、引き続き取り組んでいきます。

図表 2-9-13 我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	記載年	区分
①	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
②	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
③	屋久島	鹿児島県	平成5年	自然
④	白神山	青森県・秋田県	平成5年	自然
⑤	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府・滋賀県	平成6年	文化
⑥	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成7年	文化
⑦	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
⑧	厳島神社	広島県	平成8年	文化
⑨	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
⑩	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
⑪	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
⑫	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成16年	文化
⑬	知床	北海道	平成17年	自然
⑭	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年	文化
⑮	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
⑯	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平成23年	文化
⑰	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	平成25年	文化
⑱	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
⑲	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成27年	文化
⑳	国立西洋美術館（ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—）	東京都（他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド）	平成28年	文化
㉑	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成29年	文化
㉒	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	平成30年	文化
㉓	百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—	大阪府	令和元年	文化
㉔	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	鹿児島県・沖縄県	令和3年	自然
㉕	北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	令和3年	文化

(2) 無形文化遺産の保護に関する取組

世界各地において、生活様式の変化など社会の変容に伴って、多くの無形文化遺産が衰退や消滅の危機にさらされる中、平成15年のユネスコ総会において、「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、18年4月に発効しました。我が国は、16年に3番目の締約国となりました。令和5年3月末現在、この条約には181か国が加盟しています。この条約では、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)」

の作成、無形文化遺産の保護のための国際的な協力及び援助体制の確立、締約国が取るべき必要な措置等について規定されています。

令和4年11月、「風流踊」が無形文化遺産代表一覧表に記載され、現在、我が国からの代表一覧表記載件数は22となっています(図表2-9-14)。

現在、「伝統的酒造り」を無形文化遺産代表一覧表に提案しており、令和6年秋から冬頃に開催される無形文化遺産保護条約政府間委員会で登録の可否が決定される予定です。

図表 2-9-14 代表一覧表に記載されている我が国の無形文化遺産

名 称	記載年	名 称	記載年
ノウガク 能楽	平成20年記載	タミオドリ 組踊	平成22年記載
ニンキョウジョウ ルリ ブンラク 人形浄瑠璃文楽	平成20年記載	ユウ キツムギ 結城紬	平成22年記載
カブキ 歌舞伎	平成20年記載	ミブ ハナタウエ 壬生の花田植	平成23年記載
ガガク 雅楽	平成21年記載	サダシンノウ 佐陀神能	平成23年記載
オヂヤチヂメ エチコジョウフ 小千谷縮・越後上布	平成21年記載	ナチ デンガク 那智の田楽	平成24年記載
オクノト 奥能登のあえのこと	平成21年記載	ワシヨク ニホンジン デントウテキキ ショクブンカ 和食：日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
ハヤチネカグラ 早池峰神楽	平成21年記載	ワシ ニホン テスキワ シギジュツ 和紙：日本の手漉和紙技術	平成26年記載
アキウ タウエオドリ 秋保の田植踊	平成21年記載	ヤマ ホコ ヤタイキョウジ 山・鈴・屋台行事	平成28年記載
ダイニチドウブガク 大日堂舞楽	平成21年記載	ライホウシン カメン カソウ カミガミ 来訪神：仮面・仮装の神々	平成30年記載
ダイモクタテ 題目立	平成21年記載	デントウケンチクコウショウ ワザ モクゾウケンゾウブツ ウツ 伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術	令和2年記載
アイヌコシキブヨウ アイヌ古式舞踊	平成21年記載	フリウオドリ 風流踊	令和4年記載

7 文化財の防火対策

平成31年4月のノートルダム大聖堂、令和元年10月の首里城正殿等の火災を受け、文化財の総合的な防火対策の検討・実施に資するよう国宝・重要文化財(建造物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン(同年9月2日策定)を作成しました。加えて、世界遺産や国宝を対象とした総合的・計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」(同年12月23日大臣決定)を策定し、同計画に基づき文化財の防火対策を進めています。

また、「防災・減災、国土強靱化のため

の5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に、文化財の防火対策・耐震対策を追加し、火災や地震から文化財を守るための対策を重点的に実施しています。

第4節

文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

1 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「文化財の観光資源としての開花」が掲げられました。令和5年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」をはじめとする計画等においても、文化資源の観光資源としての魅力の向上等が掲げられており、そうした政府方針を踏まえ、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行っています。

2 文化資源を活用した経済活性化の促進

平成31年1月から、国際観光旅客税が創設され、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化庁では、文化財をはじめとした我が国固有の文化資源についても、国内外問わず多くの人々にその歴史的価値・魅力を発信するため、新たな付加価値を付け、より魅力的なものとなるよう磨き上げる取組を支援しています。

具体的には、2025年大阪・関西万博に向けて、日本各地の最高峰の文化資源を更に磨き上げる「日本博2.0」や、実際に文化財を訪れることで生きた歴史の体感・体験を通じて文化財の理解を促進する取組を支援する「生きた歴史体感 (Living History)」などによって、観光インバウンドに資するコンテンツの創出を進めるとともに、日本文化の魅力効果を効果的にオンライン発信することで、観光振興・地域経済の活性化の好循環を

促進していきます。

第5節

文化観光の推進

1 文化観光推進法に基づく文化観光拠点の整備等

文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっています。

こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、地域の文化観光を推進するため、

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(令和2年法律第18号)に基づき、令和4年度までに、45件の拠点計画及び地域計画を認定しています。これらの計画に基づく文化資源の磨き上げ等の取組について、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」等により支援しました。

2 日本遺産の魅力発信

地域の歴史的的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として認定する仕組みを平成27年度に創設し、これまでに104件の日本遺産を認定しました。

認定地域に対しては、1. コンテンツ制作やガイド育成等の情報発信・人材育成、2. ストーリーの普及啓発、3. 調査研究、4. 説明板の設置等の公開活用のための整備に対して必要な財政支援を行い、地域活性化を図っています。また、平成28年度に認定された19地域に対して総括評価・継続審査を行い、重点支援地域の選定等により日本遺産の底上げを図りました。

令和4年10月には、山口県下関市・福岡県北九州市で各認定地域が一堂に会した「日本遺産フェスティバル in 関門」を開催

し、ブース出展などにより地域の魅力発信を行いました。また、日本遺産の認知度の向上等を図るため、日本遺産の日である2月13日には、記念シンポジウムの開催をしました。加えて、有識者委員会において取りまとめられた「令和3年度の総括評価・継続審査を踏まえた地域活性化計画等の改善について」（令和3年12月）に基づき、日本遺産ストーリーを中心とした地域の活性化・観光の振興を図るため、重点支援地域において今後の日本遺産事業のモデルを構築するなど、日本遺産全体のブランド力向上に取り組んでいるところです。

今後とも、これらの取組を通じて、日本遺産を活用した地域の活性化や、日本文化の国内外への戦略的な発信に積極的に取り組んでいきます。

第6節

文化芸術の持続的発展の促進とグローバル展開の加速

1 文化と経済の好循環の創出

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。さらに、この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を30年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進していきます。また、文化審議会に設置した文化経済部会の報告書（令和4年3月）を踏まえ、4年度は、文化芸術の自律的・持続的発展に係る支援方法について議論し、5年3月に報告書としてまとめました。今後、報告書に基づいた具体的な事業を実施していきます。

2 芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出

我が国の文化芸術活動の持続的な振興を図るためには、文化芸術の担い手である芸術家等が専念して活動できるよう活動基盤の強化や環境整備が重要です。文化庁では、令和4年7月に「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を公表し、研修会の実施や相談窓口の開設等を通じてその普及啓発を行うなど、文化芸術関係者の活動環境の改善に向けた取組を進めています。

3 文化芸術のグローバル展開の推進

グローバル化及びデジタル化の進展といった世界的な社会・経済情勢を踏まえれば、我が国の文化のグローバル展開を効果的・戦略的に進めることは極めて重要です。このため、日本文化の戦略的な発信やグローバル展開を進め、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、トップレベルのアーティスト等を発掘しグローバルに活躍するための総合的な支援、国内外で開催する国際共同制作による公演等への支援、活字コンテンツ、映画等の海外展開に対する支援などを行います。

特に、我が国のアート市場は世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっていることから、我が国のアート市場の活性化とその持続的発展を可能とするよう、文化審議会文化政策部会に設置したアート市場活性化ワーキンググループの提言（令和3年3月）や文化経済部会アート振興ワーキンググループの提言（4年3月）等を踏まえ、5年3月に独立行政法人国立美術館に設立された国立アトリサーチセンターとも連携しながら、必要なシステム形成の方策について、具体的な検討を進めています。加えて、我が国をアートの国際発信拠点とする取組として、国際的なアートフェア誘致を目指した我が国のアートシーンの

国際発信や国際的なイベントにおけるアートの国際発信等を推進します。

また、世界で活躍する新進芸術家等を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇などの分野において研修・発表の機会を提供しています。特に、「新進芸術家海外研修制度」では、昭和42年以来、新進芸術家等が海外の大学や芸術団体などで研修を受

け、これまで多数の優秀な芸術家などを輩出しています（図表2-9-15）。

さらに、地球規模の課題とその解決に向けた文化の役割と貢献を重要視する議論が国際的に活発になってきている状況を踏まえ、我が国の文化芸術政策にこれらの観点を反映し、その解決に貢献していきます。

図表 2-9-15 新進芸術家海外研修制度のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	美術：洋画	昭和 42 年度
森下 洋子	舞踊：バレエ	昭和 50 年度
佐藤しのぶ	音楽：声楽	昭和 59 年度
船越 桂	美術：彫刻	昭和 61 年度
野田 秀樹	演劇：演出	平成 4 年度
諏訪内晶子	音楽：器楽	平成 6 年度
野村 萬斎	演劇：狂言師	平成 6 年度
崔 洋一	映画：監督	平成 8 年度
鴻上 尚史	演劇：演出	平成 9 年度
山中 千尋	音楽：ジャズピアノ	平成 13 年度
平山 素子	舞踊：モダンダンス	平成 13 年度
酒井 健治	音楽：作曲	平成 16 年度
塩田 千春	美術：現代美術	平成 16 年度
長塚 圭史	演劇：演出	平成 20 年度
萩原 麻未	音楽：ピアノ	平成 21 年度
濱口 竜介	映画：映画	平成 27 年度

4 国際文化交流・協力の推進

(1) 東アジア諸国や周年事業が設定された国々との交流

「東アジア文化都市」は、日中韓から都市を選定し、各都市が連携して年間を通じて様々な文化交流事業を実施するものであり、平成26年から毎年選定されています。

令和4年には、日本の大分県、中国の温州市・済南市、韓国の慶州市が選定され、交流事業を行いました。

また、我が国との外交関係開設等、両国関係における歴史的な出来事を記念する節目となる周年や、政策的意義が高いと考えられる機会を捉えた交流事業等を通じ、文化面での友好と相互理解の促進を図ります。

(2) 文化関係の国際的な会議への参加

① 日中韓文化大臣会合

日中韓文化大臣会合は、文化交流・協力の強化に向けた方策について、日中韓3か

国の文化担当大臣が意見交換を行うものです。令和4年8月にオンラインで開催された第13回会合では、中国、韓国とオンラインで意見交換を行い、成果文書として「曲阜行動計画」を发出了しました。

同会合では、令和5年の「東アジア文化都市」として、日本の静岡県、中国の成都市・梅州市、韓国の全州市を正式決定したほか、(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く中でも、連携して文化芸術活動の発展を支えていくこと、(2) 東アジア文化都市事業等、日中韓の枠組での文化協力事業を引き続き推進していくこと、(3) 日中韓の文化芸術の魅力とその文化的価値を世界にも発信していくこと等について一致しました。

② ASEAN + 3 文化大臣会合

ASEAN + 3文化大臣会合は、東南アジア諸国連合（ASEAN）の10か国と対話国（日中韓3か国）の文化担当大臣が、文化分野における協力について意見交換を行う

ものです。令和4年10月には、オンラインで第10回「ASEAN + 3文化大臣会合」及び第5回「日ASEAN文化大臣会合」が同時開催されました。会合では、「持続可能な開発に向けたコロナ後におけるASEANの文化芸術の役割の促進」をテーマに各国の現状や取組、課題などが共有され、我が国からは、持続可能な社会の実現のための各国間における協力の必要性を述べたほか、ASEANとの更なる協力の継続、関係の強化を希望する旨を表明しました。

③ G20 文化大臣会合

G20文化大臣会合は、G20の枠組みにおいて文化分野での協力について意見交換を行うものです。令和4年9月には、議長国インドネシアの呼びかけによりG20各国の文化担当大臣・副大臣等及び国際機関の代表者の出席の下、第3回文化大臣会合がハイブリッド形式で開催されました。我が国からは、文部科学副大臣がオンラインで参加し、持続可能な開発との関連での日本の文化政策の状況、持続可能な社会実現に向けた文化面での国際協力の重要性について発言しました。5年にも議長国インドの下で開催される予定となっています。

(3) 地域における国際文化交流の推進

国内外の芸術家等を招へいし、地域で芸術活動を行うアーティスト・イン・レジデンス（AIR（エア））への支援により、地域における国際文化交流を推進しています。（令和4年度補助採択団体：18団体）

(4) 芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。文化庁は、芸術文化の国際交流を推進するため、芸術団体が海外公演を行ったり、有名な国際芸術祭に参加したり、海外映画祭等に出品したりする取組を支援しています。

また、平成30年6月に「国際文化交流の

祭典の実施の推進に関する法律（平成30年法律第48号）」が成立し、これに基づき31年3月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」が閣議決定されたことを踏まえ、日本にて行われ、世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。

(5) 文化財に関する国際交流・協力の推進

①文化遺産の保護における国際協力

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」を踏まえ、文化遺産国際協力コンソーシアムの下で、文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体等が連携協力し、文化遺産の保護における国際協力を推進しています。具体的には、国内の各研究機関等とネットワークを構築して、文化遺産国際協力に関する調査研究や普及啓発などを行っています。

②国際社会からの要請等に基づく国際支援

「緊急的文化遺産国際貢献事業」では、平成16年度から、紛争や自然災害によって被災した文化遺産について、関係国や機関からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣や相手国の専門家の招へいを行うなど緊急対応の専門家交流事業を実施しています。令和4年度は、レバノンを対象に事業を実施しました。また、「文化遺産国際協力拠点交流事業」では、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流や協力を行う拠点交流事業を実施し、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。令和4年度は、「ウズベキスタンにおける考古遺産の科学的調査に関する技術移転を目的とした拠点交流事業」、「ジョージアにおける文化遺産保護に関する拠点交流事業」、「カイロ旧市街の持続可能な保護策のための事業／住民参加のまちづくり」を新たに実施しました。

③二国間取り決め等による国際交流・協力

(ア) 二国間交流・協力

文化遺産の保護においては、様々な国

と二国間交流・協力を実施しています。特に、文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアとは文化遺産国際協力に関する覚書を締結して、例えば文化財建造物の防災対策など、共通の課題をテーマに積極的な交流を行っています。

(イ) 文化財保存修復研究国際センター (ICCROM) との連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター (ICCROM: イクロム) に加盟し、分担金の拠出や調査官の派遣など国際的な研究事業等への協力を行っています。

④文化財の不法な輸出入等の規制

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護するため、平成14年に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。

この法律は、外国の博物館等から盗取された文化財の輸入を禁止しており、盗難被害にあった者は、民法で認められている代価弁償を条件として、特例として回復請求期間が10年間に延長されています。

また、「シリアにおいて不法に取得された文化財の輸入における取扱いについて」(平成27年10月5日付け 文化庁文化財部長通知)により、イラクに加え、シリアにおいて不法に取得された文化財についても輸入規制の対象となっています。

さらに、武力紛争時における文化財を保護するため、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」及び関連2議定書(1954年及び1999年)や「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」等に基づいて、武力紛争時に他国に占領された地域(被占領地域)から流出した文化財の輸入が規制されています。また、武力紛争の際に敵対戦闘行為として文化財を破壊又は損壊することや、文化財を軍事的目的に利用すること等が罰則の対象となっています。

5 「日本博 2.0」の推進について

「日本博」は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、総合テーマ「日本人と自然」の下に、縄文時代から現代まで続く「日本の美」を国内外へ発信し、次世代に伝えることで、更なる未来の創生を目指し、スタートしました。

これまで、各地域が誇る様々な文化資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、「文化芸術立国」の基盤強化、文化による「国家ブランディング」の強化等を図ってきました。

今後は、2025年大阪・関西万博に向けて「日本博2.0」として、引き続き文化庁、日本芸術文化振興会、関係府省庁、全国の文化施設、地方自治体、民間企業・団体等の総力を結集し、「日本の美と心」を体感する美術展・舞台芸術公演・芸術祭などを、年間を通じ、全国各地で展開していきます。

6 興行入場券の適正な流通の確保

近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(チケット不正転売禁止法)」が平成30年12月に成立し、令和元年6月14日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進しています。

第7節 舞台芸術活動等の推進

1 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の文化芸術の振興を図るため、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能（能楽、文楽等）、大衆芸能（落語、漫才等）の舞台芸術（以下、「舞台芸術」という。）各分野の水準向上に資する公演を重点的に支援するとともに、各分野の特性に配慮した創造活動を推進する「舞台芸術創造活動活性化事業」を実施しています（令和4年度採択実績は、複数年計画支援型27団体、公演事業支援型205件）。また、「戦略的芸術文化創造推進事業」として、芸術団体等からの企画提案を受けて行う舞台芸術の水準向上及び鑑賞機会の充実を図るための取組や、海外への発信等を25件支援しました。このほか、我が国の芸術団体の水準向上を図るとともに、国際発信力を強化し、我が国の国際的なプレゼンスを高めることを目的として、「国際芸術交流支援事業」を実施しています（同年度採択実績は、海外公演19件、国際共同制作公演2件、国際フェスティバル3件）。



舞台芸術創造活動活性化事業 助成事業 寄席定席公演より
春風亭昇太「壺算」 写真提供：落語芸術協会

加えて、令和3年度の補正予算において556億円を計上し、コロナ禍からの文化芸術活動の再興を支援するため、「ARTS for the future!2」及び「統括団体によるアートキャラバン事業」を実施しました。

芸術文化振興基金は、文化芸術活動に対する援助を継続的・安定的に行うため、平成2年に設立され、政府からの出資金と民間からの寄附金を原資とした運用益を、各種文化芸術活動への日本芸術文化振興会が行う助成事業に充てています。寄附金の受付は随時行っており、基金の拡充に努めています。

〈芸術文化振興基金からの助成額
(令和4年度)〉

- ・芸術創造普及活動 5億3,790万円
- ・地域文化振興活動 1億9,000万円
- ・文化振興普及団体活動 7,200万円

2 文化庁芸術祭・芸術選奨

文化庁は、昭和21年度から毎年秋に「文化庁芸術祭」を開催しています。令和4年度は、オープニング公演として「通し狂言義経千本桜」を上演したほか、バレエ、演劇、歌舞伎、音楽、能楽、文楽、舞踊、落語、アジア・太平洋地域の芸能等の10の主催公演を実施しました。



令和4年度「文化庁芸術祭」
オープニング公演「通し狂言義経千本桜」

また、文化庁では、昭和25年から毎年度、芸術各分野において、優れた業績を挙げた方、又は新生面を開いた方に対して、芸術選奨文部科学大臣賞、同新人賞を贈っています。令和4年度は、演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論等、メディア芸術の11部門・30名の受賞者に賞状と賞金が贈られました。

第8節 メディア芸術の振興

1 アニメーション、マンガなどのメディア芸術の振興

アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国に対する理解や関心を高めています。メディア芸術の一層の振興を図るため、創作活動に対する支援、普及、人材育成などに重点を置いた様々な取組を行っています。その一つである「文化庁メディア芸術祭」は、「アート」、「エンターテインメント」、「アニメーション」、「マンガ」の4部門について、優れた作品を顕彰するとともに、受賞作品の鑑賞機会を提供するメディア芸術の総合フェスティバルとして、平成9年度から令和4年度まで25年間にわたり開催してきました。また5年2月には、メディア芸術祭の25年の歩みを振り返る企画展を開催しました。他にも、過去の受賞作品を中心に優れたメディア芸術作品の鑑賞の機会を提供するメディア芸術祭地方展（4年度は名古屋展、大阪中之島展を開催）やメディア芸術海外展開事業などを実施し、国内外に優れたメディア芸術作品を発信しました。

2 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。さらに、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置づけられています。

文化庁は、平成16年度から総合的な日本映画の振興施策として、創造、発信・海外展開・人材交流、人材育成に取り組んで

います。

具体的には、日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援や若手監督等の派遣、北米における日本映画特集上映、国際的な映画祭への支援など海外への日本文化発信、短編映画作品製作による若手映画作家等育成事業などの人材育成を通して、我が国の映画の一層の振興に取り組んでいます。特に日本映画の製作支援については、国際共同製作による映画製作への支援に加え、令和4年度からは若手映画作家等の育成のため、若手監督を起用した作品に対する重点的な支援を行っています。

第9節 生活文化等の振興と保護

1 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支える土台として機能するとともに、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり、正に我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、こうした生活文化等が持つ多様な価値と魅力を生かし発信するとともに、各分野に関する実態調査を行い、生活文化の振興等を行っています。

令和4年度は3年度に生活文化調査研究事業の調査を実施した6分野について、インターネットを活用したウェブアンケート調査による国民の意識調査を実施することで、国民の生活文化に対する興味や関心などの実情について把握し、今後の生活文化等に関する政策立案の基礎資料の作成を行いました。

さらに、生活文化分野の活性化や新たな需要創出等を図るため、生活文化振興等推進事業として1事業を実施しました。

2 食文化について

我が国に根付いた多様な食文化は、各地の自然風土と調和した先人の生きる知恵と経験の賜物であり、未来に継承すべき伝統文化の一つです。文化庁では、食文化の振興に向けて、文化審議会文化政策部会食文化ワーキンググループにおいて取りまとめられた方向性に従って、施策を進めています。

食文化の明確化・価値化を進める取組として、文化財保護法に基づく文化財の登録等の推進、地域が主導する食文化の調査に対する支援を行っており、令和4年度には、「菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）」及び「京料理」の登録無形文化財の登録を行いました。

また、食文化の更なる振興に向けて、各地の食文化を体験できるような機会の醸成等を進めており、同年度には、食文化を題材とした観光に取り組む地域における訪日外国人の消費拡大のための方策を調査しました。

このほか、食文化の振興について研究と連携した優良事例の顕彰、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を「100年フード」として認定し、文化庁とともに継承していくことを目指す取組等、国民に食文化という考え方やその価値への気づきを与えるための情報発信等を行っています。

第10節

子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

1 学校における芸術教育・文化部活動の環境整備

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の推進

平成30年10月から小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術（音楽・美術・工芸・書道）」等の芸術に関する教育にかかる事務を文部科学省本省から文化庁に移管しました。

学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力とし、教科の目標を三つの柱で整理して*14、これらが実現できるように示しています。内容については、目標に対応して三つの柱で整理し、共通事項として表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を示しています。

また、芸術教育の充実に資するため、伝統音楽指導者研修会に加え、小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員の研修会を令和元年度から実施しています。

(2) 子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちが優れた舞台芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体等による実技指導、ワークショップに参加し、更にこれらの団体等と本番の舞台で共演するなど、舞台芸術に身近に触れる機会を提供する「文化芸術による子供育成推進事業」を実施しています。令和4年度は、文化庁が選定した一流の文化芸術団体が小・中学校等において舞台芸術公演等を実施する巡回公演を1,876公演、学校が独自に選定した芸術家による実技披露、実技指導等を行う芸術家派遣を1,689か所で実施しました。

さらに、令和3年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の一斉休業等により、文化芸術鑑賞・体験教室等を中止せざるを得なかった学校を支援するため「子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業」を実施し、子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会を提供しました。

*14 参照：第2部第4章第1節 1 (1) ②

(3) 文化部活動の環境整備のための取組

令和4年12月に、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域文化クラブ活動への移行に取り組むべく、平成30年の運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

少子化の中でも、将来にわたり子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、まずは休日から段階的な部活動の地域連携・地域移行に取り組むため、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する自治体による実証事業及び休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して全国的な規模の文化芸術団体等を中心として地域移行等の課題へ取り組む実証事業を実施しています。

(4) 全国高等学校総合文化祭の開催

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供して、創造活動を推進し相互の交流を深めるため、都道府県、公益社団法人全国高等学校文化連盟等との共催により、「全国高等学校総合文化祭」（令和4年度は7月31日から8月4日まで東京都で開催、ライブ配信等も実施）、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」（同年度は8月27日、28日に国立劇場で開催、オンデマンド配信も実施）、「全国高校生伝統文化フェスティバル」（同年度は12月17日、18日に京都府で開催、オンデマンド配信も実施）をそれぞれ毎年開催しています。



第46回全国高等学校総合文化祭総合開会式

図表 2-9-16 令和4年度開催部門一覧

開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・パトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学等
	全国から約2万人の高校生が集い、規定19部門のほか、開催県が独自に行う協賛部門を加えて開催されます。

2 地域における文化芸術活動の推進

文化庁は、次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得することができる機会を提供するために、「伝統文化親子教室事業」を実施しています。令和4年度は3,573団体の活動を採択し、地方公共団体による取組を22地域採択しました。

また、令和3年度第一次補正予算事業として「子供たちの伝統文化の体験事業」を実施し、新型コロナウイルス感染症により、子供たちの様々な活動機会が減少する中、地方公共団体や関係団体が一体となって、より多くの子供たちに対して伝統文化等の体験機会を提供するため95団体を採択しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、劇場・音楽堂等における子供たちの文化芸術鑑賞・体験機会が多く失われている状況に鑑み、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な実演芸術に触れる機会を創出するため、18歳以下の子供に無料で鑑賞機会を提供する舞台公演への支援を行っています。

第11節

文化芸術による共生社会の実現

1 障害者等による文化芸術活動の推進

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年施行）（以下、「推進法」という。）に基づいて厚生労働省と共同で令和5年3月に策定した第2期の基本計画を踏まえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

具体的には、文化芸術団体等が実施する、障害のある方々の鑑賞・創造の機会の拡大や作品等の発表の機会の確保等に関する先導的な取組への支援やその普及・展開のための人材育成、障害者等と文化施設をつなぐ中間支援団体等における鑑賞サポート等の在り方についてのモデル開発、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や舞台芸術の発表の場の提供等、障害者等の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいます。

また、国立美術館、国立博物館は、展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車いす利用者も利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある方々に対する環境改善も進められています。

さらに、地方公共団体が、推進法に基づいて策定した地域計画を踏まえて実施する取組に対して助成することで、地方における取組を推進しています。

2 アイヌ文化の振興

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法

律」（令和元年施行）の規定に基づき業務を行う団体として公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定され、同財団の行うアイヌに関する研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業や伝承者の育成事業等に対し、支援を行うとともに、国立アイヌ民族博物館の運営を行っています。

第12節

地域における文化の振興

1 多様な文化を生かした地域づくり

我が国には、全国各地に多様で豊かな文化が息づいており、地域ごとの特色ある文化を生かして、地域振興につながる取組を支援しています。

(1) 国民文化祭

国民文化祭は、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした、文化庁と都道府県等との共催による文化の祭典です。昭和61年度から開催しており、令和4年度は開会式に天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、10月22日から11月27日まで沖縄県で開催しました。

また、平成29年度から、厚生労働省等主催の全国障害者芸術・文化祭と同一の開催地及び期間にて一体的に開催しています。

図表 2-9-17 国民文化祭の主な内容

主催事業	文化庁、開催地都道府県、市町村、文化団体等の共催によるもの
	【開会式・閉会式】 アマチュア文化活動の新たな文化の方向性を示すオープニングフェスティバルなど
	【シンポジウム】 地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど
	【分野別フェスティバル】 民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など
協賛事業	国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催により開催される各公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など

(2) 文化芸術創造都市推進事業

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援するため、情報の収集・提供、会議・研修の実施等を通じて、国内ネットワークを強化し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤づくりを進めています。令和4年度は、ネットワークの活性化のため、総会、幹事団体会議、現代芸術の国際展部会に加え、新たに創造農村部会と国際ネットワーク部会が発足しました。創造農村部会はこれまで開催してきた創造農村ワークショップを発展させて部会の形式にしたものであり、国際ネットワーク部会は、ユネスコ創造都市ネットワークや東アジア文化都市といった国際的なネットワークとの経験交流及び参加都市の拡充等による相互の発展を図ることを目的として設置されたものです。これらの新しい部会も含めて、幅広い参加を促すため、現地参加とオンライン参加の両方による参加を可能とし、総会、幹事団体会議、現代芸術の国際展部会（岡山市）、創造農村部会（丹波篠山市）、国際ネットワーク部会（臼杵市）、創造都市政策セミナー（北九州市）等を開催し、時機を得た情報交換等を行いました。

(3) 文化芸術創造拠点形成事業

地方公共団体が主体となり、文化芸術分野の専門的人材を活用して地域のアーツカウンシル機能の強化等に取り組みながら行う、地域アーティストの活動支援、地域住民との協働、地域の芸・産学官との連携、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術活動の実施等、文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援しています（令和4年度採択実績：48件）。

(4) 国際文化芸術発信拠点形成事業

外国人の訪日意欲の喚起や活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭等を中核として観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的に連携した国際発信力のある拠点形成の取組を支援しています（令和4年度採択実績：8件）。

第13節

社会の変化に対応した国語・日本語教育に関する施策の推進

1 国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤になるものです。時代の変化や社会の進展に伴って生じる国語に関する諸問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施しています。

(1) 国語課題の検討

文化審議会国語分科会は、今後5から10年ほどを見通しつつ、分科会として取り組むべき国語施策における課題について整理し、令和5年3月、「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）」を取りまとめました。また、急ぎ取り組むべき課題としてローマ字のつづり方に関する問題を取り上

げ、その改善に向けた検討を開始していません。

これら分科会での審議に資するため、文化庁では一般の社会生活における国語の実態について調査しています。令和4年度には、「出現文字列頻度数調査(2)」を実施しました。これは「常用漢字表」が平成22年に改定されてから10年以上経過した現在の漢字使用の実態を把握しようとするものです。令和3年度の「漢字出現頻度数調査(4)」における単漢字の出現頻度を踏まえ、各漢字がどのような文脈で用いられているかを調査しました。

(2) 国語に関する世論調査

社会変化に伴う日本人の国語意識の現状について調査するために、平成7年度から毎年度「国語に関する世論調査」を実施しています^{*15}。令和4年9月に公表した3年度調査では、国語や言葉への関心、ローマ字表記に関する問いを中心に、13の項目について調査しました。これらの調査結果は国語分科会での審議で活用されます。

また、同調査は国民の国語に対する興味・関心の喚起も目的としています。例えば平成12年度から取り上げてきた慣用句等の調査結果を基にして、ウェブ動画「ことば食堂へようこそ！」を作成し公開しています^{*16}。

(3) 消滅の危機にある言語・方言に関する取組

平成21年2月にユネスコが、アイヌ語など国内の八つの言語・方言^{*17}が消滅の危機^{*18}にあると発表したこと(図表2-9-18)を受けて、これらの調査研究や現況周知の取組等を行っています。また、23年3月11日に起きた東日本大震災の被災地方言に関しても、保存・継承のための取組

を支援しています。

それぞれの危機度や取組状況の調査結果を受け、記録不十分な地域の調査研究・啓発事業(令和4年度は東北大学及び琉球大学に委託)を実施し、危機的な状況を周知するための「危機的な状況にある言語・方言サミット」(同4年度は鹿児島県沖永良部島・知名町で開催)、研究者と行政等担当者の情報交換の場としての「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を開催しています。

さらに、「極めて深刻」とされたアイヌ語を保存・継承し、学習に資するため、伝統的なアイヌ語の音声資料を文字化し、翻訳や注釈を付して公開するアーカイブ(保存記録)化に取り組んでいます。具体的には、アイヌ語のアナログ資料のデジタル化とアイヌ語のアーカイブ作成の支援、アーカイブ作成における文字化や翻訳ができ、後進の指導にも当たれる人材の育成を行っています。令和4年度は、約760本のアナログ資料を対象としたデジタル化や、公益財団法人アイヌ民族文化財団(国立アイヌ民族博物館)によるアーカイブ作成の支援と人材の育成を行いました。

なお、平成22年度以降の消滅の危機にある言語・方言に関する調査研究の結果等については、文化庁ウェブサイトで公開しています^{*19}。

*15 参照：https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/index.html

*16 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kotoba_shokudo/index.html

*17 ユネスコでは、日本で「方言」として扱われる言葉も一括して「言語」として扱っている。

*18 ユネスコでは、消滅の危機状況について、危機の度合いの高いものから順に、【絶滅】、【極めて深刻】、【重大な危険】、【危険】、【脆弱】、【安全】と表している。

*19 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html

【絶滅】	該当なし
【極めて深刻】	アイヌ語（北海道等）
【重大な危険】	八重山方言（石垣島、波照間島等） 与那国方言（与那国島）
【危険】	八丈方言（八丈島、青ヶ島等） 奄美方言（奄美大島、喜界島北部、徳之島等） 国頭方言（沖縄本島北部、与論島、沖永良部島、喜界島南部等） 沖縄方言（沖縄本島中南部、久米島等） 宮古方言（宮古島、多良間島等）
【脆弱】	該当なし
【安全】	記載をせず

外国人に対する日本語教育施策の推進

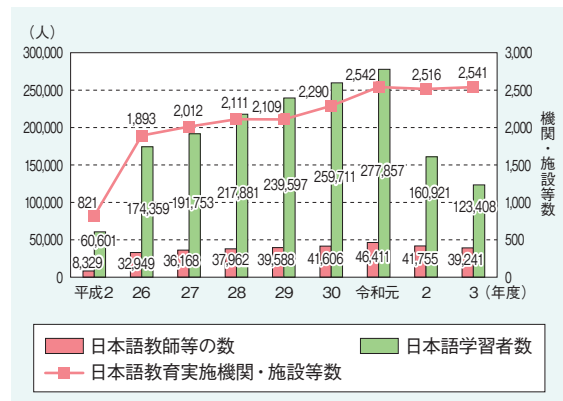
(1) 在留外国人に対する日本語教育施策

我が国における在留外国人数は、約308万人と近年は250万人を超えて推移し、中長期に在留する外国人が増加しています（令和4年末時点、出入国在留管理庁調べ）。国内の日本語学習者数は、約12万人（3年11月時点、文化庁調べ）となっており、日本で暮らす多くの外国人が様々な目的で日本語を学んでいます（図表2-9-19）。また、元年6月には「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」が成立するとともに、2年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。

このような状況の下で、文化庁は、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています。

図表 2-9-19

日本語学習者数等



(2) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

文化庁では、国の基本的な方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を実施し、都道府県・政令指定都市が実施する日本語教育環境を強化する取組を支援しています。

また、「生活者としての外国人」のための日本語教室がない地域（空白地域）を対象とした日本語教室立ち上げを支援する地域日本語教育スタートアッププログラムや、日本語学習サイト「つながるひろがるにほんごでのくらし」（通称：つなひろ）^{*20}（図表2-9-20）を公開しています。同サイトは、空白地域に居住する外国人等を対象に、生活に役立つ日本語の学習機会を提供することを目的として、動画を中心と

*20 参照：<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>

した日本語学習コンテンツを17言語で公開しています（令和5年3月現在）。

また、各地における先進的な日本語教育の支援や難民、ウクライナ避難民に対する日本語教育等にも取り組んでいます。

図表 2-9-20 日本語学習サイト
「つながるひろがる にほんごでのくらし」



(3) 日本語教育の質の向上

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中で、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠になっています。

文化庁では、文化審議会国語分科会が示した教育内容やモデルカリキュラムに基づき、日本語教育人材が役割・段階・活動分野に応じた研修が受けられるよう支援しています。大学や日本語教育機関等における日本語教師養成カリキュラムの開発に加え、「生活者としての外国人」や就労者、留学生、児童生徒等、難民などに対する初任日本語教師、中堅日本語教師や日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者のための研修カリキュラムの開発を行っています。さらに、開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国で実施しています。

その他、日本語教育に関する調査及び調査研究等を実施するとともに、日本語教育大会等を通じて情報の発信・共有を行っています。

(4) 日本語教育の更なる推進に向けた施策の検討

文化庁では、日本語教師の質の向上及び

その確保を図り、教師としての資質・能力を証明するための資格の制度設計について検討しています。

令和元年度に「日本語教育の推進に関する法律」が成立して以降、特に、日本語教師の資格制度の枠組みや日本語教育機関の評価制度に関連する事項の詳細についての検討を行ってまいりました。4年度は、新制度に関する具体の事項について方向性を検討するため、有識者会議等を開催し、関係者の御意見や調査結果などを踏まえて議論を行い、5年1月に「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて」（報告）を取りまとめました。

このほか、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会では、地方公共団体等において地域日本語教育の在り方を検討する際の「よりどころ」として活用できるよう、今後、期待される方向性や、その方向性に沿った事例などを集めた「地域における日本語教育の在り方について」（報告）を令和4年11月に国語分科会で取りまとめました。さらに、3年10月に取りまとめた「日本語教育の参照枠（報告）」に基づき、「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活していく上で必要な日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるように支援するため、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」の改定を行うとともに、外国人が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為に基づいた言語能力記述文である「生活Can do」を作成し公開しました。

3 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

日本語教師の資格制度の枠組みや日本語教育機関の評価制度に関連する事項に関するこれまでの検討を踏まえ、必要な法整備を行うために取りまとめた「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教

育機関の認定等に関する法律」(令和5年法律第41号)が令和5年通常国会において成立し、同年6月2日に公布されました。

(1) 日本語教育機関の認定制度の創設

近年、我が国に在留する外国人数は増加傾向にあり、日本語学習を希望する外国人に対し、その希望や能力等に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう、関係省庁の関連施策との有機的な連携を図りつつ、日本語教育の水準の維持向上を図ることが重要です。

本法律では、日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定を受けることができるようになりました。また、文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表することとなりました。さらに、段階的な是正措置として、文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施状況に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができることとしています。

(2) 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

今日、我が国において日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者の質的かつ量的確保が求められています。

本法律では、認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての試験(日本語教員試験)に合格し、文部科学大臣の登録を受けた機関(登録実践研修機関)が実施する実践研修を修了した者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができることとなりました。

なお、上記の制度は、令和6年4月1日より施行されます。また、認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を

設けています。

こうした制度創設を通じて、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に努めていきます。

第14節

新しい時代 に対応した 著作権施策 の展開

1 DX時代に対応した著作権制度・施策の在り方について

令和3年7月、文部科学大臣が文化審議会に対して「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問しました。

この諮問の背景には、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」による環境の変化を踏まえ、「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指し、更なる文化の振興を図る必要があること、また、過去のコンテンツをはじめ、無数に創作されるコンテンツは、著作権者などの探索といった権利処理コストが高いとの理由で必ずしも利用に結びついていないなどの声がありました。

令和3年8月以降、簡素で一元的な権利処理方策について、政府における規制改革実施計画や知的財産推進計画2021も踏まえ、ネットクリエイターやいわゆるZ世代等を含め、多様な関係者からヒアリングや意見募集を行いました。その後、法制的な課題について審議を行うとともに、有識者からの意見を聴取しつつ海賊版対策についても議論し、5年2月にこれらの議論の内容が第一次答申として取りまとめられました。

第一次答申では、DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化と権利保護、それに伴う対価還元について取りまとめられてい

ます。法整備に係る内容として、①簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について、②立法・行政・司法のデジタル化に対応した著作物等の公衆送信について、③海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直しについて、具体的な施策の方向性が示されました。そのほか、国境を越えた海賊行為による著作権侵害に対する対応の在り方及び、著作権制度・政策の普及啓発・教育についても今後の方向性が示されました。

2 令和5年著作権法改正

第一次答申を受け、必要な法整備を行うために取りまとめた「著作権法の一部を改正する法律」（令和5年法律第33号）が令和5年通常国会において成立し、同年5月26日に公布されました。

(1) 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等

今日、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめぐる状況は急速に変化しており、時代のニーズに対応した制度や環境整備が求められています。

本法律では、著作権等管理事業者による集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者の意思が明確でない著作物について、文化庁長官に申請を行い、補償金を支払うことで、時限的な利用を可能としています。また、利用者にとって、簡素で一元的な権利処理となるよう、新制度の手続は文化庁長官による登録や指定を受けた民間機関が担うこととしています。著作権者は自らの著作物がこの制度により利用されているとわかった場合には、文化庁長官に請求することにより時限的な利用を停止させることができ、利用されていた間の補償金を受け取ることができます。

(2) 立法・行政における著作物等の公衆送信を可能とする措置

デジタル社会の実現に向け、デジタル

化・ネットワーク化に対応した取組が立法・行政・司法の公的機関や企業等で推進されています。本法律では、立法・行政のデジタル化への対応を著作権の観点からも支えていくために、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにすることなどに留意しつつ、①立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等を公衆送信等できること、②特許審査等の行政手続・行政審判手続について、デジタル化に対応し、必要と認められる限度において、著作物等を公衆送信等できることとしています。

(3) 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償の算定方法の見直し

高度情報化社会によるコンテンツのデジタル化が進展する一方で、海賊版の被害も深刻です。こうした状況を踏まえ、本法律では、著作権者等の被害回復に実効的な対応策を取る観点から、著作権法における損害賠償額の算定方法を見直し、①著作権者等の販売等の能力を超えるなどの部分に係るライセンス料相当額を損害の算定基礎に追加するとともに、②著作権侵害を前提とした交渉額を考慮できる旨明記し、ライセンス料相当額の増額を図ることとしています。

なお、上記(1)の改正事項は公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から、上記(2)(3)の改正事項は令和6年1月1日から、それぞれ施行されます。

こうした改正を通じて、著作物の権利保護・利用の円滑化と著作権者への適切な対価還元の実現を図り、文化芸術の発展に努めております。

3 「図書館等公衆送信補償金制度」について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを

通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化したことを受け、「図書館等公衆送信補償金制度」が創設されました。本制度は令和5年6月1日に施行され、図書館等の設置者（実態上は、利用者が図書館等に支払うことが想定されています。）が補償金を文化庁長官の指定を受けた団体である「一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（SARLIB サーリブ）」へ支払うことにより、著作物の一部を利用者へメール送信等することが可能となりました。

4 インターネット上の海賊版対策

昨今、深刻化しているインターネット上の海賊版被害に対応するため、令和2年に侵害コンテンツのダウンロード違法化等の著作権法改正を行った^{*21}ほか、国境を越えた海賊版（著作権侵害）対策と国際ルールの構築を積極的に推進しています。

（1）海外における著作権侵害対策

アジア地域を中心に、我が国の漫画、ゲーム、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が深刻な問題となっています。海外における著作権保護の推進のため政府間協議の場を通じた侵害発生国・地域への働きかけや、権利行使強化の支援、普及啓発等を進めています。令和4年度には、国内権利者等の権利行使を支援するため、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」を公開するとともに、同ポータルサイト内に相談窓口を開設しました。また、世界知的所有権機関（WIPO）^{*22}に対して毎年信託基金を拠出し、アジア・太平洋地域の各国の著作権

制度の整備や普及啓発を促進しています。

（2）国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりとして、現在WIPOにおいて放送機関に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、我が国は積極的に参画しています。

5 著作権教育の充実

デジタル・ネットワーク技術の急速な進展に伴い、ソーシャルメディアなどを使って誰もが著作物を創作・発信できるようになりました。このような社会においては、発達段階に応じて著作権に関する意識や知識を身に付けることが必要とされており、現行の中学校や高等学校の学習指導要領においては著作権について取り扱うとともに、新たな発見や思考の源泉となる創造性を育み、知的財産の保護・活用の重要性に対する理解の増進と態度形成を図る「知財創造教育」が実践されています。このような学校現場での著作権教育の推進に資するため、文化庁では、毎年、教職員や情報通信技術（ICT）支援員を対象とした講習会を開催するとともに、文化庁ウェブサイトを通じ、児童生徒を対象とした学習教材^{*23}を提供しています。このほか、地方行政や図書館等の職員、一般の方々を対象とした講習会の実施のほか、著作権に関するQ&A集の作成・公開など、著作権に関する普及啓発・教育に取り組んでいます。

^{*21} 侵害コンテンツへのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導するリーチサイト等における侵害コンテンツへのリンク提供や、侵害コンテンツと知りながらダウンロードする行為について、私的使用目的であっても一定の要件の下で違法とされた。

^{*22} WIPOは、知的財産権の国際的保護の促進などを目的として1970（昭和45）年に設立された国連の専門機関。国際条約の作成・管理を行うとともに、各国の法令整備の支援や開発途上国に対する法律・技術上の援助、情報の収集・提供などを実施。

^{*23} 著作権に関する教材、講習会等については参照：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

第15節

宗教法人制度
と宗務行政

1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています（図表2-9-22）。

宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねる一方で、その責任を明確にし、その公共性に配慮することを骨子としています。

2 宗務行政の推進

(1) 宗教法人の管理運営の推進

都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、「宗教年鑑」として発行するほか、宗教に関する資料の収集などを行っています。

また、宗教法人「世界平和統一家庭連合」（旧統一教会）については、その信者や法人の行為に関する不法行為責任を認められた判決が多数あることなどから、令和4年11月、宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権を行使することとし、以後、6回にわたり旧統一教会に対して報告を求めてきました（5年6月30日時点）。文化庁としては、当該権限の効果的な行使

等を通じて、旧統一教会の業務等に関する客観的な事実を明らかにするための丁寧な対応を着実に進め、その上で、法律にのっとり、必要な措置を講じることとしています。

(2) 不活動宗教法人対策の推進

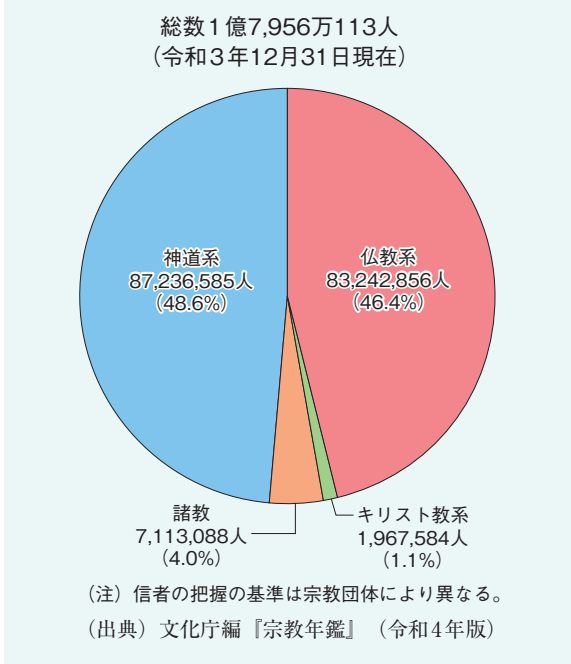
宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまったものがあり、文化庁では、これを「不活動宗教法人」として、その対策を推進しています。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねないためです。

このため、文化庁と都道府県は、不活動宗教法人を確実に把握した上で、これらの法人の迅速な整理に取り組んでいます。具体的には、これらの法人の活動の実態等について事実関係を確認した上で、宗教法人法に定める解散命令の事由に当たると認められる場合は、所轄庁が裁判所に解散命令の請求を行うこととしているほか、当該法人の状況によっては、活動の再開を促すことや、吸収合併や任意解散の認証を行うこととしています。

(3) 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。

図表 2-9-21 系統別信者数



図表 2-9-22 宗教法人数

(令和3年12月31日現在)

所轄	区分		包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
	系統				
文部科学大臣所轄	神道系		121	91	212
	仏教系		156	330	486
	キリスト教系		66	261	327
	諸教		26	102	128
	計		369	784	1,153
都道府県知事所轄	神道系		6	84,225	84,231
	仏教系		11	76,444	76,455
	キリスト教系		7	4,504	4,511
	諸教		1	13,601	13,602
	計		25	178,774	178,799
合 計			394	179,558	179,952

(注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人
2 都道府県知事所轄：単一の都道府県内のみ境内建物を有する宗教法人
3 包括宗教法人：単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等
4 単位宗教法人：礼拝施設を備える神社、寺院、教会等
(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(令和4年版)



宗教年鑑など